

消表対第778号
令和6年8月30日

消費者委員会
委員長 鹿野 菜穂子 殿

内閣総理大臣 岸田 文雄
(公印省略)

諮 問 書

家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）第11条の規定に基づき、
下記の事項について、貴委員会の意見を求めます。

記

家庭用品品質表示法第3条第1項の規定に基づき定める家庭用品の品質に関する表示の標準となるべき事項の変更について

経済産業大臣からの要請に伴う繊維製品品質表示規程（平成29年消費者庁告示第4号）及び雑貨工業品品質表示規程（平成29年消費者庁告示第7号）の一部改正について

以 上